

公 示 送 達 書

四日市市揭示 第153号

令和8年8月14日

下記の書類は、受取人の住所・居所・事務所及び事業所が不明の為送達することができないので
当所に保管してありますから申し出て受領してください。

四 日 市 市 長

森 智広



送 達 を 受 け る べ き 者	住所又は 居 所 等		氏名 (名称)	永吉 正隆
----------------------	---------------	--	------------	-------

送 達 す る 書 類 名	配当計算書(謄本) 1通
	以 下 余 白

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、
書類の送達があったものとみなされます。

(地方税法第20条の2関係)